

(結核第56-4号様式)

結核健康診断実施報告書（事業所・施設用）

年 月 日

鹿児島県知事 殿  
( 保健所長経由 )

報告者

住 所

氏 名

(事業所・施設名 )

(電話番号 )

標記の件につきまして、下記のとおり報告します。

記

| 対象者の区分                 |                              | 施設入所者<br>(65歳以上) | 従事者 | 備考 |
|------------------------|------------------------------|------------------|-----|----|
| 実施年月                   |                              | 年月               | 年月  |    |
| 対象者数                   |                              |                  |     |    |
| 受診者数                   | 間接撮影                         |                  |     |    |
|                        | 直接撮影                         |                  |     |    |
|                        | 喀痰検査                         |                  |     |    |
|                        | その他の健康診断受診者<br>(人間ドック、病院受診等) |                  |     |    |
| 上記健康診断の結果、<br>精密検査対象者数 |                              |                  |     |    |
| 精密検査受診者数               |                              |                  |     |    |
| 被発見者数                  | 結核患者                         |                  |     |    |
|                        | 結核発病のおそれがあると診断された者           |                  |     |    |

- (注)
- この報告書は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7によるものです。
  - この報告書は、管轄の保健所を経由して提出してください。
  - 「対象者の区分」の「施設入所者」については、65歳以上が対象になります。
  - 「間接撮影」と「直接撮影」の別については、健康診断実施機関に確認の上、記入してください。
  - 備考欄には、受診できなかった者の理由等を記入してください。

## 事業所及び施設における結核定期健康診断結果報告書の提出について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2に基づき、下記の事業者・施設の長におかれましては、結核に係る定期健康診断の実施が義務づけられており、同法第53条の7により、その実施状況を県に報告することになっています。

つきましては、裏面の報告書を貴事業所・施設の所在地を管轄する保健所長あて送付して下さるようお願いいたします。

なお、不明な点がございましたら、管轄保健所にお問い合わせください。

鹿児島県（ ）保健所

### 保健所連絡先及び管轄市町村等一覧

| 保健所等                   | 住所及び電話番号                                       | 管轄市町村名                                                    |
|------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 鹿児島市<br>保健所            | 〒892-8677<br>鹿児島市山下町11番1号<br>☎099-224-1111     | 鹿児島市                                                      |
| 加世田<br>保健所             | 〒897-0001<br>南さつま市加世田村原2-1-1<br>☎0993-53-2315  | 指宿市，枕崎市，南さつま市，南九州市，                                       |
| 伊集院<br>保健所             | 〒899-2501<br>日置市伊集院町下谷口1960-1<br>☎099-273-2332 | 日置市，いちき串木野市，三島村，十島村                                       |
| 川 薩<br>保健所             | 〒895-0041<br>薩摩川内市隈之城町228-1<br>☎0996-23-3165   | 阿久根市，出水市，薩摩川内市，<br>さつま町，長島町                               |
| 始 良<br>保健所             | 〒899-5112<br>霧島市隼人町松永3320-16<br>☎0995-44-7956  | 伊佐市，霧島市，始良市，湧水町                                           |
| 鹿 屋<br>保健所             | 〒893-0011<br>鹿屋市打馬2-16-6<br>☎0994-52-2106      | 鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，<br>大崎町，東串良町，肝付町，錦江町，<br>南大隅町            |
| 西之表<br>保健所             | 〒891-3192<br>西之表市西之表7590<br>☎0997-22-0018      | 西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町                                       |
| 名 瀬<br>保健所             | 〒894-8501<br>奄美市名瀬永田町17-3<br>☎0997-52-5411     | 奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，<br>龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，<br>伊仙町，和泊町，知名町，与論町 |
| 県 庁<br>保健福祉部<br>感染症対策課 | 〒890-8577<br>鹿児島市鴨池新町10-1<br>☎099-286-2724     | 全市町村                                                      |

### ※ 対象事業者・施設及び対象者

1 病院，診療所，助産所，介護老人保健施設，社会福祉施設（救護施設，更正施設，

養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，障害者支援施設，  
身体障害者更正援護施設，知的障害者援護施設，婦人保護施設）の従事者

2 社会福祉施設（上記の社会福祉施設の（ ）内の施設）の65歳以上の入所者